

原村ワーケーション施設等整備

促進事業について

当村では、企業等における多様な働き方又は新しい働き方に対する取り組みの広がりに対応するとともに、関係人口の創出、地域経済の発展又は産業の多角化を図るため、地域資源を活用したワーケーション施設等を村内に整備しようとする企業等に対して補助金を交付します。

原村ワーケーション施設等整備促進事業	
対象者	次の各号のいずれかに該当する者。 (1) 企業等の利用に供するワーケーション施設等（サテライトオフィスを除く。）を村内に新たに整備する企業等で、次の要件を満たすもの ア ワケーション施設等として整備する物件を村内に所有し、又は賃借していること。 イ 納期が到来した市町村税等（徴収猶予に係るものを除く。）を完納していること。 ウ ワケーション施設等として3年以上運用することが誓約できること。 (2) ワケーション施設等（サテライトオフィスに限る。）を村内に新たに開設する村外の企業等で、次の要件を満たすもの ア 村内に事務所、事業所、店舗等を設置していないこと。 イ 納期が到来した市町村税等（徴収猶予に係るものを除く。）を完納していること。 ウ ワケーション施設等として3年以上運用することが誓約できること。
交付額	補助上限額 100 万円 補助率 2 分の 1 以内
対象経費	ワーケーション施設等の整備に必要な改修工事又は備品の購入に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
提出書類	補助金等交付申請書（様式あり）に下記の書類を添えて提出 (1) 事業計画書（様式あり） (2) 誓約書兼同意書（様式あり） (3) 整備に要する経費の見積書の写し (4) 整備を行う物件の位置図 (5) 整備を行う物件の設計図 (6) 整備を行う物件の現況写真 (7) 整備を行う物件の所有者の整備同意書及び当該物件の賃貸借契約書の写し（村内の物件を賃借し、整備する場合に限る。）

	(8) 整備を行う物件の所有者を明らかにする書類 (9) 購入する備品の仕様がわかる製品カタログ等の写し (10) 履歴事項全部証明書又は個人事業の開業届出書等の申請者が現に事業を行っていることがわかる書類の写し (11) 申請者が市町村税等を完納していることを証する書類
受付期間	令和6年1月31日(水)まで

お問合せ先

原村役場 商工観光課 商工観光係

電話：0266-79-7929 Mail: shokan@vill.hara.lg.jp